

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局

（平成 24 年度）

監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>11. 要介護認定および要支援認定の適正性について</p> <p>①一次判定の結果を二次判定で変更した場合の記録について（指摘）</p> <p>上述の「介護認定審査会の運営について」では、「被保険者に対する保険者の説明責任を果たすという観点からも、変更を行う際には、その理由を明確にする必要がある。一次判定結果を変更する判定を行った場合、事務局に対して、特記事項又は主治医意見書の通常の例と異なる介護の手間が読み取れる具体的な箇所を明示し、これを記録することが重要である。」とされている。仙台市では「介護認定審査会記録票」を作成し、一次判定結果を二次判定において変更する場合の理由を記録しているが、任意に数件のサンプルを抽出して閲覧したところ、記録が残されていないものが発見された。変更の記録が残されていない場合、被保険者に対する説明責任を果たすことができない。</p> <p>要介護・要支援の認定区分に応じて介護保険で利用できるサービスの限度が異なるため、被保険者にとって重要な問題であり、自らの想定と異なる判定結果となった場合、被保険者は、なぜこのような判定結果となったか確認したいものと考えられる。現状、二次判定に不服ということで県の介護保険審査会へ審査請求の提出されている案件は 1 件と少ないものの、被保険者への説明責任を果たすためにも変更理由を明確に記録する必要がある。</p>	<p>監査人のヒアリングがあった平成 24 年 11 月から 12 月に開催した認定審査会において、変更理由を明確にすることについての必要性の説明を委員に行った。</p> <p>また、審査会において、当日審査する資料を綴じこんだファイルの最初のページに、一次判定を変更する場合の理由の一覧表を表示するなどの工夫をし、審査会の委員に変更理由の明示を意識してもらい、明確に記録するよう徹底を図った。</p>